



Title	現代社会のゆらぎとリスク
Author(s)	山口, 節郎
Citation	大阪大学, 2003, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/44594">https://hdl.handle.net/11094/44594</a>
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉</a> 大阪大学の博士論文について <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈/a〉</a> をご参照ください。

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	山 口 節 郎
博士の専攻分野の名称	博 士 (人間科学)
学位記番号	第 18183 号
学位授与年月日	平成 15 年 10 月 16 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当
学位論文名	現代社会のゆらぎとリスク
論文審査委員	(主査) 教授 木前 利秋
	(副査) 教授 直井 優 教授 伊藤 公雄

### 論文内容の要旨

本論文「現代社会のゆらぎとリスク」は4つの章で構成されている。題名通り、ほぼ1970年代半ばから顕著になりだしたポスト・モダンとも呼ばれる現代社会の「ゆらぎ」のいくつかの相と、とりわけ「リスク社会」といわれるこの社会が直面しつつあるリスクの構造を中心に、社会学的な観点から、これまでの研究成果をまとめると同時に、新しい知見をつけ加えたものである。

#### 第1章 現代社会と新しい不平等

現代社会のゆらぎの一つに、ゆたかな社会に発生しつつある新しい社会的排除と不平等という問題がある。マルクス主義的階級理論にせよ、社会学的階層理論にせよ、これまで社会学においては、社会的不平等は階級間や階層間に垂直的な序列構造を伴ってあらわれるものと考えられてきた。ところが先進資本主義諸国における高度産業化の下での飛躍的な生産の増加は「ゆたかな社会」と「ゆたかな労働者」を生み、いわゆる「オール中流化」社会をもたらした。資本主義の構造原理に基づく資本と賃労働との間の根源的な力の格差という点で、不平等の問題はなくなったわけではないものの、この問題は以前ほど深刻なものとはみなされなくなっている。

それでは社会的不平等の問題はもはや意味を失ったのかといえ、そうではない。かつてのそれに代わる「新しい」不平等や社会的排除が問題化してきているのである。かつて不平等は階級「間」、あるいは階層「間」に生じていたのであるが、いまや新しいそれが階級「内」、あるいは階層「内」に生じてきているのである。かつての不平等が「垂直的」な形をとっていたとすれば、新しいそれは「水平的」な形をとるのである。そのさい、不平等を構成し、社会的排除の要因になるのは、もはや従来のように、生産手段の所有・非所有、あるいは収入、学歴、威信、財産といったような、すべての人に、いつでも、どこでも適用可能な地位決定要因ではない。新しい不平等を生み出す要因となるのは、社会の近代化とともに地位決定要因としては力を失ったとされる「属性原理」である。こうして、たとえば性、年齢、国籍、居住地、人種や皮膚の色、宗教の違いや言葉の違いによって差別され、労働や社会への参加のチャンスが阻まれる「周縁集団」や「問題集団」が生み出されていく。

本章ではこの差別のメカニズムを F. パーキンの「閉鎖理論」を借りて説明している。属性的要因の保持者に対する社会的チャンスの閉鎖に注目するこの理論は、資本の論理によって閉鎖と排除の犠牲になった者が、残されたチャンスを独占するために、自分たちより力の弱い者をさらに閉鎖し、排除するという「二重閉鎖」の問題や、閉鎖されつつける人々（周縁集団）が社会参加を諦めて、自らにそのチャンスを閉ざすという「自己排除」の問題などをも視野

に収めつつ、現代社会における不平等の分析に新しい視点を取り入れることの必要性を訴えている。

## 第2章 福祉国家のトリレンマ——システム理論の応用的見地から

福祉国家は社会的排除の対象となる「周縁集団」や「問題集団」に援助の手を差し伸べることを主な任務の一つとする。しかし、福祉国家はそうした活動を通して新たな問題をも生み出している。この章では「形式的法の実質化」による法のオートポイエシス（自己産出）の侵害が法による社会規制に重大な障害（規制のトリレンマ）をもたらしていることを社会システム論を援用しながら説く。G. トイプナーの手法を借り、この視点から C. オッフエの福祉国家論を読み解くという形で、資本主義社会における「危機管理国家」としてある福祉国家（政治—行政システム）が、管理対象としての「経済システム」と「規範（正当化/社会化）システム」との間に「危機管理のトリレンマ」状態に陥っていることを明らかにし、問題の解決に向けての試みを検討している。

後期資本主義社会の政治体制においては、社会的な諸過程はほとんど例外なく政治的行為の彼岸で生じるのではなく、持続的な政治的干渉と支援の下で生じる。国家の干渉行為は体制全体の安泰に不可欠の前提になる。しかし、このためには、国家はその行動指針として、ルールに則った資源の配分という従来の「官僚制的合理性」に代えて、そのルール自体の変革をも含む体制全体の機能要件の充足という「システム合理性」を選ばざるを得なくなる。個々の企業や団体の利害関心から独立した「高位の理性」の体现者として、国家は経済や国民生活の各分野に干渉と管理の手を広げていくのである。しかし、資本主義社会における「脱商品化された構造要素」、あるいは「異物」としての国家のこうした干渉行為が、例えば経済システムに「より小さな政府」（市場主義への復帰）への要求を生んだり、規範システムの浸食をもたらしたり、あるいはまた「周縁集団」に属する人々の人権の侵害を引き起こす。逆にまた、「高位の理性」がその合理性を貫くことができないことが国家の正当性の危機となってあらわれる。しかもこれらの限界は偶然的なものではなく、体制そのものの構造に根ざしている。危機管理国家としての福祉国家は、それ自身が絶えず危機に直面させられているのである。問題の完全解決はあり得ないが、「自省的法」というシステム理論の立場からの提言をはじめ、いくつかの興味ある解決の試みを紹介・検討している。

## 第3章 支配の正当性——手続きからユートピアから

2章でも触れた現代国家の支配の正当性が何によって基礎づけられるのかという問題を取り上げたのがこの章である。近代国家はもはや伝統的社会におけるように、超越的な価値や権威によって自己を正当化することはできないが、他方また、法に基づく手続きだけによってはその正当性の規範的内容を確保することはできない。ここから正当性を人々の「正当性への信念」に還元し、正当性概念から規範的内容を払拭しようとする試みが生まれる（たとえば M. ウェーバー）が、これでは現実の問題に対処することができない。一見、難攻不落にみえる現代の統治機構は、その中心部に正当性をめぐる虚ろな空洞を抱えこんでいるのである。「正当性の危機」が云々される所以である。本章ではこの問題に対して対照的なアプローチをみせている J. ハーバマスと N. ルーマンの所説を比較検討しながら、妥当な解決の道を探ろうとしている。

ハーバマスにとって、正当性とはある政治秩序が客観的に妥当な規範によって支えられていることをいう。この客観的に妥当な規範の基礎づけを行おうというのが彼の「正当性の討議概念」である。これは「ディסקルス」（討議）と呼ばれる合理的な意思形成のプロセスを経て得られた合意にのみ、妥当な道徳的規範の資格を認めようとするものであるが、歴史的、社会的コンテクストから抽象化された「ディスクルス」概念や、民主主義の正当化根拠を合意に求めることの問題など、難点も多い。一方、ルーマンによれば、変化しつづける環境に政治秩序がすばやく対応できるようにするには、もはや「合意」や「究極の価値」には頼ってられなくなる。必要なのは法的手続きにしたがった迅速な意思決定である。こうした「手続きによる正当化」を唱えたルーマンは、後期になると、「自己言及システム理論」に基づく「政治システムの自己正当化」というテーゼを展開する。政治システムのオートノミーを強調するこの立場にも傾聴すべき点はあるものの、ここでは政治システムの「自律」は「自閉」に傾いていく。

これら二つの立場の主張を取り入れつつ、その弱点を補うものとして、本章では「批判的公共性」という考えを取り入れることを提唱している。これは権力のルールとその正当化のプロセスの間に成立している〈自己閉鎖〉の環を断ち切り、そうしたルールそのものを反省の対象となし得る批判的審延（世論）のことをいう。こうした審延が十全

に機能しており、政治秩序の他の可能性に向けて制度的にも道が開かれているにもかかわらず、この秩序が変更されないでいるとき、その秩序は正当性をもつと考えられる。

#### 第4章 リスクの社会学

前章まで取り上げてきたテーマは、いずれも現代社会（福祉国家）が直面させられているリスクと考えてよい。そこで、本章ではリスクそのものについて社会的に検討することを課題としている。

まずはじめに、社会学においてこの問題と最初に対決した U. ベックの『リスク社会』が取り上げられる。彼のリスク論はリスクの問題をありふれたリスク管理論に還元するのではなく、それを近代化論という社会・政治的議論の文脈に組み入れることによって、社会学理論的なリスク研究に道を開いたことで高く評価されるものの、リスクがもたらばら生態系への脅威、あるいは技術的な危害としてしか捉えられておらず、近代社会の構造的な仕組みとの関連が視野に入っていないことが指摘される。そこで、社会学システム論的な考え方も援用しながら、リスクが何であり、どのような仕組みで生じるのかが検討される。

リスクは意思決定と不可分の関係にある。近代社会においては未来がどうなるかは現在の意思決定に依存しており、しかもこの意思決定の前提となる状況の観察や予測、それにそこから得られる行為選択肢には必ず「盲点」がつきまとう。それゆえ、意思決定は「幻滅の危険とリスク」を免れることはできない。また現代社会のリスクを考える場合、意思決定の主体として、個人よりは集団や組織、そしてなによりもそうした集団や組織が帰属する機能的な部分システムを重視せざるを得ない。社会学システム理論によれば、現代社会は機能分化したさまざまな部分システムから成り立っており、これらの部分システムはそれぞれ独自の観点に導かれて自己本位的な意思決定を行う。この意思決定はシステム自身にリスクをもたらす可能性があるだけでなく、その環境に対しても危害をもたらす得る。（本章においては ルーマンに倣って、意思決定者が自らにもたらす危害を「リスク」と名づけ、その環境にもたらす危害を「危険」と名づける。）現代社会においてはリスクは「システム・カテゴリー」として捉えられなければならないのである。また安全を求めてリスクを避けることは、逆にリスクを招くことが知られている。リスクは自己言及的であり、絶対的な安全などは存在しない。「安全」は「予期の確実性」としてしかあり得ないが、この「予期」には絶えず「幻滅」の危険が伴っている。「リスク/安全」という区別は存在せず、この区別こそリスクなものなのである。区別があり得るとすれば、それは生じた危害を危害を生み出した側から見るか、被害者の側から見るかによって同じ事柄が異なって見える「リスク/危険」という帰責上のそれだけである。

ベックはリスクをわれわれの認知や知覚から独立して存在する脅威として見る「リスク客観主義」の立場に立っているが、本章ではそれを社会的に構成されたものとして見る立場（リスク構成主義）をとる。それというのも、一つには、「安全は安全に非ず」、つまりリスクと安全は一体を成しており、安全を求める努力そのものがリスクであらざるを得ないとすれば、何が安全で何がリスクかを客観的に確定することは不可能になるからであり、第二には、独自の「社会学認識論」を展開している M. ダグラスなど文化人類学の一派が明らかにしているように、「生活様式」の違いはリスク認知の在り方をも変えてしまう（リスクの選択といかに生きるかの選択は一体のものとしてある）からである。こうした考え方の信憑性は、いわゆる「ラディカル構成主義」によっても裏書きされているが、本章ではそうした議論も参照しながら、「文化主義的リスク理論」のメリット（たとえばこの理論は、文化が「安全は安全に非ず」というパラドックスを見えなくさせ、決定不能問題を解決するはたらきをもつことを明らかにしている）とデメリット（この理論独自の観察視点が同時にこの理論の盲点を形づくっている）をも検証している。

絶対的な安全があり得ない以上、リスクを免れる道を提示することはできない。方法的に首尾一貫したものであろうとすれば、社会学的なリスク研究にできるのは、人々がいかにしてリスクを（構成（観察））するかを観察するという、観察の観察、つまりは「二次的観察」（ルーマン）でしかあり得ないであろう。（これを非実戦的と断じる批判は当たらない。このアプローチには客観（現実）主義的アプローチにはない抗事実的思考の促進という、もう一つの重要な（実戦的）機能がある。）しかしながら、リスクを少なくする方法は考えられる。本章では「システム・カテゴリー」としてあるリスクに焦点をしばって、提案されているいくつかの解決策を検討しているが、社会学システム理論の弱点を指摘しつつも、この理論と両立可能な解決策を、「システムが外部の視点を自己の意思決定に取り入れる」ことに見出している。これは、かつて柳田邦男が「専門化社会のブラックホール」の解決策として提唱した「2.

5人称の視点」の導入に通じるものである。

### 論文審査の結果の要旨

本論文は、おもに一九七〇年代半ば以降に出現してきた現代社会にかんする基本的な諸問題を取り上げて考察したものである。「新しい不平等」、福祉国家による危機管理の機能不全、支配の正当化問題、そして「リスクの社会学」と扱った素材は、多様だがいずれも今日より大きな意味を持ち始めた問題でもある。ことに最後のリスク論は、本論全体でも大きな割合をしめ、まだ未開拓なこの領域での労作として注目される。

現代社会論とはいっても本論文は、実証研究ではなくあくまで理論的考察を狙いにしたものである。この点で本論文は、その理論的な構成において、最近では稀なねばり強い論の組み立てに成功を見ている。また新しい理論的動向についても十分な目配りが行われており、たとえばニクラス・ルーマンのシステム論の考えを積極的に吸収しながらも、それをさまざまな理論的アプローチと交差させながら、かならずしもシステム論の枠だけに収まらない理論的装置の案出を試みている点でも、優れている。

本論文が博士号を授与されるに十分な労作であると評価する次第である。